【再案内】 令和5年度

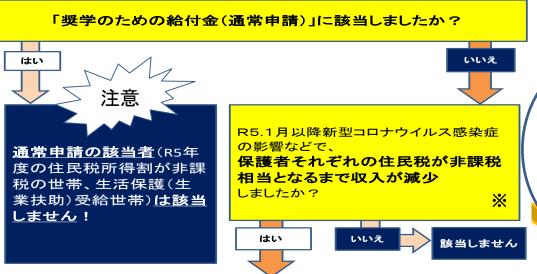
令和5年に入って家計が急変した世帯に 高校生にかかる教育費(授業料以外)を支援します!

『奨学のための給付金(家計急変世帯への支援)』

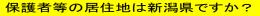
奨学のための給付金(家計急変世帯への支援)とは:

新型コロナウィルス感染症などで保護者の収入が減少したことにより、家計が急変した世帯に対し、 授業料以外の教育費(教科書代、学用品費など)を支給するものです。

<u> 1 対象確認フロー 【対象かどうかぜひご確認ください!】</u>



住民税が0円に なるくらいまで収入 が減りましたか? どれくらいの収入 かは、下の表を チェック!



はい

いいえ

保護者の居住地の都道 府県にお問合せください

生徒は就学支援金の受給資格者ですか? (高等学校在学期間が通算36月(定時・通信は48月)を超えていないですか?)

はい



該当しません

家計急変申請に該当するかもしれません! 学校事務室で申請書を入手し、申請してみてください。 (不明な点があれば、問い合わせ先にご相談ください。)

【注意】この場合も対象外!

○ 生徒が休学している

○ 生徒に**児童入所施設措置費**

(見学旅行費又は特別育成費(母

子生活支援施設の高校生等を除

<)) **が支給**されている

O 里親(特別育成費が支給され

ている)

【非課税になる年収(所得)	の基準額(扶養人数により	異なります)】
扶養親族の数	年間 <u>収入</u> 基準額	年間 <u>所得</u> 基準額
(配偶者、子どもなど)	(給与所得者の場合)	(自営業等の場合)
0人	100万円未満	45万円未満
1人	170万円未満	112万円未満
2人	221万円未満	147万円未満
3人	271万円未満	182万円未満
4人	321万円未満	217万円未満
寡婦やひとり親等の場合 (扶養親族2人以上を除く)	204万円未満	135万円未満

※ 収入や所得の基準額はこの表をチェック!

2 生徒一人あたりの支給額 【10月以降の申請は、申請月の翌月分から算定した額になります】

×	分	11月申請	12月申請	1月申請
通信制	第1子	39,033円	29,275円	19,516円
以外	第2子以降	47,900円	35,925円	23,950円
通信制		16,833円	12,625円	8,416円

生活保護(生業扶助)受給世帯は 該当しません。

申請時期により支給額が変わります。お早めに申請またはご相談ください。

※ 給付金の支給回数は生徒一人につき年1回、通算3回(定時制・通信制の高等学校は通算4回)が上限です。

3 必要な提出書類 ※家計急変の理由によっては、ここに示す書類以外のものを求めることもあります。

① 奨学のための給付金受給申請書		
② 家計急変の発生事由 を証明する書類	(1)離職票、(2)雇用保険受給資格者証、(3)解雇通告書又は事業所長発行の離職票、(4)破産宣告通知書、(5)廃業等届出等の第三者により証明される書類のいずれか	
③ 家計急変 <u>前</u> の収入 を証明する書類	保護者全員の令和5年度の課税証明書 (扶養親族の記載が省略されていないもの、写し可)	
④ 家計急変 後 の収入 を証明する書類	【会社員等の方】家計急変以降の直近3ヶ月分の、会社作成の給与見込書又は給与明細書を提出例: R5.9月上旬に家計が急変した場合→R5.9・10・11月分の給与見込書又は給与明細が必要 【自営業等の方】(1)税理士又は公認会計士の作成した証明書類又は、(2)年間収支見込計算書(県指定様式)及びその根拠となる帳簿等	
⑤ 扶養親族の人数・年 齢の確認書類	世帯全員分の健康保険証の写し(県指定台紙へ貼り付けて提出)	
⑥ 振込口座登録申込書 (<u>該当者のみ</u>)	○ 県立高等学校等:「授業料等・諸会費振替□座」の名義人が申請者以外などの理由で、その□座に振り込めない場合は提出が必要(学校事務室で受け取る) ○ 市立・国立高等学校等:必ず提出	

4 提出方法

申請書の入手・提出場所: 学校事務室

提出期限: 令和6年1月末(最終期限)

◆ご不明な点はご相談ください↓◆

お問い合わせ先

新潟県就学支援金等支給事務センター(新潟県教育庁財務課)

☎025−280−5143

(受付時間:月~金曜日(土日祝日を除く)9時~17時)

HP: https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/kakeikyuhen.html



